

宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）にかかる 市民意見および修正箇所について

1. 市民意見聴取について

宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）について、パブリックコメント、公聴会、説明会、まちづくりオープンハウスといった様々な方法でプランの周知や説明をさせていただき、ご意見を伺いました。

(1) パブリックコメント

【募集期間】令和5年12月8日（金） から 令和6年1月15日（月）まで

【対 象】市内に在住・在勤・在学の方、事務所・事業所を有する法人、納税義務者

【周知方法】市政だより・市ホームページへの掲載

公共施設や市内主要駅など33箇所で資料配架

【提出方法】都市計画課への持参、郵送、ファックス、電子メール、市民の声投書箱

【結 果】

① 意見提出者数 52人

	人 数
① 持参	4人
② 郵便	3人
③ ファクシミリ	16人
④ 電子メール	7人
⑤ 市民の声投書箱	22人

② 意見数 152件

① 未来につなぐ都市づくりプランとは	【第1章】	11件
② 現状と課題について	【第2章】	27件
③ 未来につなぐ都市づくりプランにおける基本的な方針	【第3章】	0件
④ 居住誘導区域について	【第4章】	2件
⑤ 誘導施設及び都市機能誘導区域について	【第5章】	56件
⑥ 防災指針について	【第6章】	0件
⑦ 山間集落地について	【第7章】	1件
⑧ 誘導施策について	【第8章】	27件
⑨ 評価指標と目標値及び評価方法について	【第9章】	3件
⑩ 市民意見募集について		10件
⑪ その他		15件

※1人で複数の意見を提出された方があるため、提出者数と意見数の合計は一致しません。

【主なご意見（まとめ）】

- ① 誘導という言葉については違和感があるという意見が複数名よりあった
 - ② 公共交通の現状認識に関する意見が複数名よりあった
 - ③④ 公民館のあり方に関する意見が複数名よりあった
 - ⑤ 人口減少・少子高齢化の時代において必要なプランとの意見
 - ⑥ 近鉄小倉駅前の整備や小中一貫校の設置など有効な事業を実施するため、分かりやすく示してほしいとの意見
 - ⑦ 具体策や評価指標、目標値が分かりにくいとの意見
- 具体的な区域に関する意見はなかった
- 本プランにおける基本的な方針の方向性について確認できた

【内容（抜粋）】：市の考え

- ①「誘導」という言葉に違和感がある。住むところは、自分で選んで土地を買って家を立てて決めたいという思いがあり、居住空間を「誘導」するという表現はいかがなものか。

本プランの都市機能誘導区域や居住誘導区域などの名称については、国のガイドライン等に即して定めています。今後、土地取引をされる場合に、それらの区域について事業者等に確認いただく必要があり、誤解が生じないように全国的に統一されている名称を使用しています。ご意見を踏まえ一部の文言を分かりやすい表現に変更します。

- ②鉄道駅が 14 駅あるのは事実だが、住んでいる地域や高齢化により移動が困難な人もおり現状として、「公共交通ネットワークが充足しており」という文言は実態とは異なるのではないかと思う。

現状認識としては、市民の皆様をはじめ関係者のご意見を伺い作成した「宇治市公共交通体系基本計画」における公共交通の現状を踏まえた内容で整理しています。

市内には鉄道駅が 14 駅あり、人口の約 9 割が鉄道駅から 1 km、バス停留所から 400 m の範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。

- ③プランの中に「公民館」という表現がない。地域交流の拠点として、公民館をプランの中に入れてほしい。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で、交流・活動の場づくり、地域のまちづくりの中核となる施設を目指す公共施設として位置づけております。また、本プランでは「公共施設の誘導施設の設定の考え方」にお示ししているとおり、各個別施設計画の整備方針に沿ってとりまとめており、誘導すべき施設として市が設置する地域住民の交流促進のための施設を「地域交流施設」として整理しております。

頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。

- ④各地域にある公民館を廃止しないでほしい。各地域において、多くの市民が交流を深め、社会教育の場であり、無料で利用できる公民館をなくさないでほしい。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で「公共施設の更新にあわせて、施設の機能の集約化」を前提に「こどもから高齢者まで幅広い世代が集い学びを行う場」を1つの柱としています。また、「生涯学習審議会」での協議を踏まえ、「生涯学習のあり方」についても市教育委員会で検討しているところです。頂いたご意見につきましては、関係部署と情報共有を図ります。

- ⑤人口減少・少子高齢化の時代において、宇治市の未来を考えてプランを練るのは良いこと。住んでよかった、ふるさと宇治を誇れるまち、子育て世代に選ばれるまちづくりは重要。

本プランにおいて、今ある特徴的な都市機能の維持と魅力向上に向けた都市機能の充実・強化のための都市機能誘導を図ります。

- ⑥近鉄小倉駅前の整備や小中一貫校の設置など実施段階に移っているものについては、有効な事業を実施するため、分かりやすく示してほしい。

近鉄小倉駅前の周辺整備や小中一貫校の設置の計画については、本プランの誘導施策として分かりやすくお示しする必要があるため、丁寧な説明となるよう追記します。

- ⑦プランが抽象的で具体策や評価指標、目標値が分かりにくい。

本プランは、概ね5年ごとに達成状況評価を実施しますが、目標を明確にするため、目標設定年次が5年以内の短期ではない等、一部のものについて、目標値を具体的に設定します。

【内 容（詳細）】

参考資料 1 「宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）に関するパブリックコメントの概要及び市の考え方について」

(2) 公聴会

【日 時】令和6年1月10日(水) 午後3時から

【会 場】生涯学習センター第2ホール

【公聴会に出席した公述人】2人

【ご意見(まとめ)】

① 誘導という言葉については違和感があるという意見

→【(1) パブリックコメント①の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

② 公民館のあり方に関する意見

→【(1) パブリックコメント③④の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

③ 都市計画マスタープランと本プランの関係性に関する意見

④ 公共交通の現状認識に関する意見

→【(1) パブリックコメント②の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

⑤ 宇治市の特徴や問題点が取上げていないとの意見

【意見の要旨及び理由】：市の考え

●公述人(1人目)

- ① 居住誘導区域とか誘導施設など、誘導という言葉が多く使用されており、誘導は市民の立場に立って、都市づくりをする姿勢とはなじまないのではないかと思い違和感を覚える。

本プランの都市機能誘導区域や居住誘導区域などの名称については、国のガイドライン等に即して定めています。今後、土地取引をされる場合に、それらの区域について事業者等に確認いただく必要があり、誤解が生じないように全国的に統一されている名称を使用しています。ご意見を踏まえ一部の文言を分かりやすい表現に変更します。

- ② プランの中に「公民館」が記載されていない。公民館は社会教育法に具体化された社会教育施設の一つであり、私たち市民の学ぶ権利を保障した大切な施設であり、人口減少やコミュニティーが衰退しているからこそ、住民参画による地域づくりやまちづくりがこれまで以上に求められ、人づくり、つながりづくり、地域づくりが求められる。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で、交流・活動の場づくり、地域のまちづくりの中核となる施設を目指す公共施設として位置づけております。また、本プランでは「公共施設の誘導施設の設定の考え方」にお示ししているとおり、各個別施設計画の整備方針に沿ってとりまとめており、誘導すべき施設として市が設置する地域住民の交流促進のための施設を「地域交流施設」として整理しております。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。

●公述人（2人目）

- ③未来につなぐ都市づくりプランと都市計画マスタープランの関係性が分かりにくい。
具体的な内容が分かりにくい。

本プランは、まちづくりの将来像を描いた総合的な指針である「宇治市都市計画マスタープラン」の一部であり、人口減少社会に適切に対応した、拠点の特色等に応じた居住のあり方や都市機能のあり方を示したものです。

- ④宇治市に限らず公共交通と自家用車があって移動・運輸が機能しているが、高齢化により移動が困難な人や、公共交通の乗り換えによる経済的負担など、これからさらに深刻化するのではないかと。公共交通ネットワークが充足しており、地域全体で、暮らしやすい環境が整っているというのは現状認識が誤っているのではないかと。

現状認識としては、市民の皆様をはじめ関係者のご意見を伺い作成した「宇治市公共交通体系基本計画」における公共交通の現状を踏まえた内容で整理しています。市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。

- ⑤宇治市のまちづくりを考える上で、観光は重要と思うが、観光面では、京都市ではあふれるばかりの観光客訪れているが、宇治市は閑散としていると思う。また、歴史公園の入場者が少ない。災害面では、内水氾濫や山間部の土砂災害など発生していることや、マンションがたくさんある地域では、震災時のライフラインが破損した場合に、どうなるか不安があるなど、宇治市の特徴や問題点が取上げていないのではないかと。

本プランでは、観光入込客数や訪問目的、訪問施設については第2章「現状と課題」で、災害リスクの分析については第6章「防災指針」でお示ししています。また、地域課題等については、関連計画等、各担当部署で検討を進めており、防災、公共施設、産業・観光、健康・福祉・子育て、教育、公共交通等の関連する分野の計画や施策と連携しながら、持続可能な都市の構築とまちの将来像の実現をめざします。

【内 容（詳細）】

参考資料2 「宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）に関する公聴会の公述意見及び市の考え方について」

(3) 説明会

【日 時】令和5年12月16日(土) 午後2時から 3時40分

【会 場】ゆめりあうじ

【参加者】5人

【主なご意見(まとめ)】

① 誘導という言葉については違和感があるという意見

→【(1) パブリックコメント①の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

② 公共交通の現状認識に関する意見

→【(1) パブリックコメント②の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

③④ 公民館のあり方に関する意見

→【(1) パブリックコメント③④の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

⑤ 誘導施設の定義を分かりやすくした方が良いという意見

⑥ 居住地としての宇治の魅力をアピールすることが重要という意見

→具体的な区域に関する意見はなかった

【内 容(抜粋)】: 市の考え

①「誘導」という言葉に違和感がある。住むところは、自分で選んで土地を買って家を建てて決めたいという思いがあり、居住空間を「誘導」するという表現はいかがなものか。

本プランの都市機能誘導区域や居住誘導区域などの名称については、国のガイドライン等に即して定めています。今後、土地取引をされる場合に、それらの区域について事業者等に確認いただく必要があり、誤解が生じないよう全国的に統一されている名称を使用しています。ご意見を踏まえ一部の文言を分かりやすい表現に変更します。

②鉄道駅が14駅あるのは事実だが、住んでいる地域や高齢化により移動が困難な人もおり現状として、「公共交通ネットワークが充足しており」という文言は実態とは異なるのではないかと思う。

現状認識としては、市民の皆様をはじめ関係者のご意見を伺い作成した「宇治市公共交通体系基本計画」における公共交通の現状を踏まえた内容で整理しています。
市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。

- ③プランの中に「公民館」という表現がない。地域交流の拠点として、公民館をプランの中に入れてほしい。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で、交流・活動の場づくり、地域のまちづくりの中核となる施設を目指す公共施設として位置づけております。また、本プランでは「公共施設の誘導施設の設定の考え方」にお示ししているとおり、各個別施設計画の整備方針に沿ってとりまとめており、誘導すべき施設として市が設置する地域住民の交流促進のための施設を「地域交流施設」として整理しております。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。

- ④各地域にある公民館を廃止しないでほしい。各地域において、多くの市民が交流を深め、社会教育の場であり、無料で利用できる公民館をなくさないでほしい。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で「公共施設の更新にあわせて、施設の機能の集約化」を前提に「こどもから高齢者まで幅広い世代が集い学びを行う場」を1つの柱としています。また、「生涯学習審議会」での協議を踏まえ、「生涯学習のあり方」についても市教育委員会で検討しているところです。頂いたご意見につきましては、関係部署と情報共有を図ります。

- ⑤誘導施設で図書館、大学、小中一貫校など、すぐイメージできるものと、抽象的な表現が混じっており、分かりやすく整理してはどうか。

誘導施設の定義について、市民の方に分かりやすくお伝えするため、表現について整理します。

- ⑥空き家対策等を進める中で、居住地としての宇治の魅力をもっとアピールすることが、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけることにつながるのではないか。

居住に適した、住みやすいというところをどうアピールするかという部分については、空き家対策など様々な施策を絡めながら検討が必要です。都市計画はまちづくりというハードの部分が大きいですが、市の関係部署のソフト面の施策も含め検討が必要と考えています。

(4) まちづくりオープンハウス等

	開催日	開催地域	会場	参加者数
【まちづくりオープンハウス】				
①	令和5年12月20日(水)	大久保	南宇治コミュニティセンター	18人
②	令和5年12月22日(金)	六地藏	六地藏公会堂	5人
③	令和6年1月6日(土)	宇治・小倉	コーナンJ R宇治駅北店	70人
④	令和6年1月13日(土)	黄檗(宇治)	アル・プラザ宇治東	84人
市内4会場にて各日11時～16時に開催				延べ 178人
【プランの周知】				
⑤	令和6年1月6日(土)	小倉	スーパーマツモト宇治小倉店	60人

※③、④については、宇治市景観計画(素案)の景観オープンハウスと同時開催しました。

【開催状況】

①南宇治コミュニティセンター



②六地藏公会堂



③コーナンJ R宇治駅北店 (1)



③コーナンJ R宇治駅北店 (2)



④アル・プラザ宇治東 (1)



④アル・プラザ宇治東 (2)

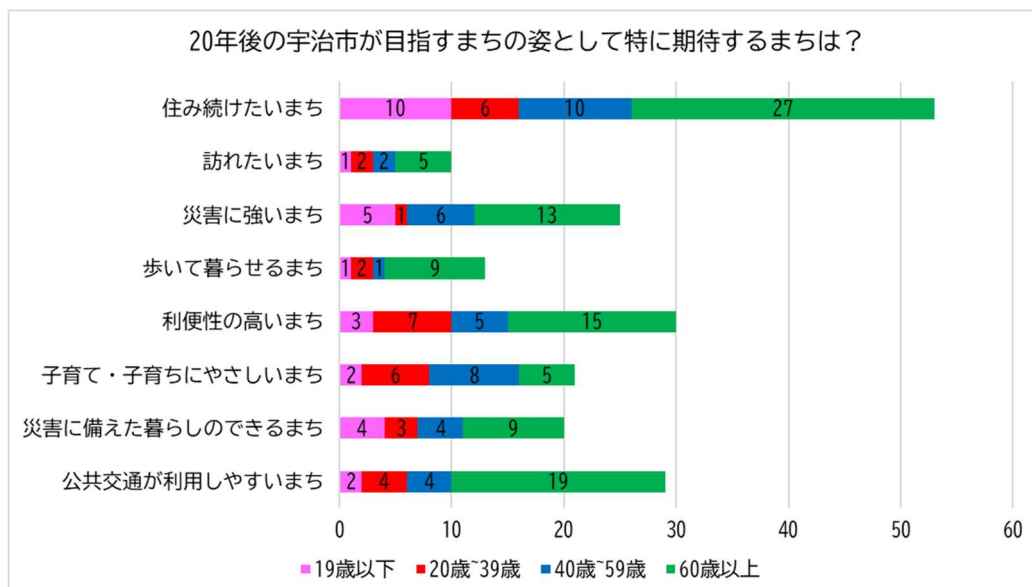


⑤スーパーマツモト宇治小倉店



【アンケート結果】

20年後の宇治市が目指すまちの姿として、「住み続けたいまち」、「利便性の高いまち」、「公共交通が利用しやすいまち」を期待する声が多くありました。



【ご意見（まとめ）】

- ① 人口減少が進展している中で、必要なプランとのご意見があった
- ② 子どもたちが暮らしやすい、子育てのしやすいまちづくりを望む意見が複数名からあった
- ③ 近鉄小倉駅周辺のまちづくりに期待する声が多くあった
- ④ 公共交通の現状認識に関する意見があった
→ 【(1) パブリックコメント②の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)
- ⑤⑥ 公民館のあり方に関する意見があった
→ 【(1) パブリックコメント③④の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)
- ⑦ 誘導という言葉については違和感があるという意見
→ 【(1) パブリックコメント①の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)
- ⑧ 誘導施設の定義を分かりやすくした方が良いという意見
→ 【(3) 説明会⑤の意見と同様の趣旨の意見】(再掲)

・シールアンケートの結果からは、20年後の宇治市が目指す姿として、「住み続けたいまち」、「利便性が高いまち」、「公共交通が利用しやすいまち」を期待する声が多くあった。

【内容(抜粋)】：市の考え

- ①人口減少は、全国的に進んでいるので、住む場所を絞り込むのは必要な考え方だと思う。プランの趣旨は分かりやすく納得できるし、賛成する。

本プランは、都市計画マスタープランに即して策定するとともに、関連する分野の計画や施策と連携しながら、持続可能な都市の構築とまちの将来像の実現をめざします。

- ②価値観の変化や環境の変化がある中でも、子どもが増えるよう、子育てのしやすいまちにすることが重要だと思う。宇治市は京都市などに行くのが便利で、身近に自然もあり暮らしやすい。これからのまちづくりを考えると、子供たちが、宇治のまちで様々な体験や経験ができるまちにしてほしい。

今のまちの良さを活かしながら、宇治で生まれ育った人が、将来宇治に戻ってきたい、宇治市に愛着を持ってもらえるよう、様々な施策を絡めながら、持続可能な都市の構築とまちの将来像の実現をめざします。

- ③近鉄小倉駅周辺のまちづくりに期待している。近鉄小倉駅周辺の整備を早く進めてほしい。小倉のまちににぎわいが戻ってくることを願っている。

近鉄小倉駅周辺地区においては、関連計画である「近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想」に基づき検討を進めており、まちの良さを活かした、新たな魅力をもった拠点を目指します。

- ④鉄道駅が14駅あるのは事実だが、住んでいる地域や高齢化により移動が困難な人もおり現状として、「公共交通ネットワークが充足しており」という文言は実態とは異なるのではないかと思う。

現状認識としては、市民の皆様をはじめ関係者のご意見を伺い作成した「宇治市公共交通体系基本計画」における公共交通の現状を踏まえた内容で整理しています。市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。

- ⑤ プランの中に「公民館」という表現がない。地域交流の拠点として、公民館をプランの中に入れてほしい。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で、交流・活動の場づくり、地域のまちづくりの中核となる施設を目指す公共施設として位置づけております。また、本プランでは「公共施設の誘導施設の設定の考え方」にお示ししているとおり、各個別施設計画の整備方針に沿ってとりまとめており、誘導すべき施設として市が設置する地域住民の交流促進のための施設を「地域交流施設」として整理しております。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。

- ⑥ 各地域にある公民館を廃止しないでほしい。各地域において、多くの市民が交流を深め、社会教育の場であり、無料で利用できる公民館をなくさないでほしい。

宇治市では関連部署にてとりまとめております「市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～」の中で「公共施設の更新にあわせて、施設の機能の集約化」を前提に「こどもから高齢者まで幅広い世代が集い学びを行う場」を1つの柱としています。また、「生涯学習審議会」での協議を踏まえ、「生涯学習のあり方」についても市教育委員会で検討しているところです。頂いたご意見につきましては、関係部署と情報共有を図ります。

- ⑦ 「誘導」という言葉に違和感がある。居住空間を「誘導」という表現はいかがなものか。

本プランの都市機能誘導区域や居住誘導区域などの名称については、国のガイドライン等に即して定めています。今後、土地取引をされる場合に、それらの区域について事業者等に確認いただく必要があり、誤解が生じないように全国的に統一されている名称を使用しています。ご意見を踏まえ一部の文言を分かりやすい表現に変更します。

- ⑧ 誘導施設の定義については、具体的な内容を分かりやすく示してほしい。

誘導施設の定義について、市民の方に分かりやすくお伝えするため、表現について整理します。

2. 宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）の修正箇所について

ページ	初案（旧）	案（新）	ご意見の概要及び市の考え方
1	<p>（2）本市のこれまでの都市づくりと課題</p> <p>一般的には、居住エリアをコンパクトにし、人口密度と都市機能の維持を可能とする効率的な土地利用に取り組む必要がありますが、宇治市は<u>比較的人口密度が高く、公共交通ネットワークが充足しており、市域全体で暮らしやすい環境が整っていることが特徴です。</u></p>	<p>（2）本市のこれまでの都市づくりと課題</p> <p>一般的には、居住エリアをコンパクトにし、人口密度と都市機能の維持を可能とする効率的な土地利用に取り組む必要があります。一方で、宇治市は<u>比較的人口密度が高く、鉄道駅から半径1km、バス停留所から半径400mの範囲に人口の約9割の方が居住されていることから、鉄道を中心として公共交通ネットワークに恵まれた都市であると言えます。その公共交通ネットワークを介して市域全体で概ね暮らしやすい環境が整っていることが特徴としてあげられます。</u></p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>「公共交通ネットワークが充足しており」という表現は、多くの市民の意見を聞いた上での現状認識とは思えない。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>現状認識としては、市民の皆様をはじめ関係者のご意見を伺い作成した「宇治市公共交通体系基本計画」における公共交通の現状を踏まえた内容で整理しています。</p> <p>市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。</p>
38 39	<p>（1）まちづくりの目標（ターゲット）</p> <p>（2）まちづくりの基本方針（ストーリー）と誘導する都市活動のイメージ</p> <p>本市の概況や課題を受けて、本プランにおけるまちづくりの基本的な方針と誘導する都市活動を次のように設定しました。</p> <p>（誘導する都市活動のイメージ）</p>	<p>（1）まちづくりの目標</p> <p>（2）まちづくりの基本方針と<u>目指すべき都市活動のイメージ</u></p> <p>本市の概況や課題を受けて、本プランにおけるまちづくりの基本的な方針と<u>目指すべき都市活動</u>を次のように設定しました。</p> <p>（目指すべき都市活動のイメージ）</p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>誘導という言葉に違和感がある。住むところは、自分で選んで土地を買って家を建てて決めたいという思いがあり、居住空間を「誘導」という表現はいかなものか。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>本プランの都市機能誘導区域や居住誘導区域などの名称については、国のガイドライン等に即して定めています。今後、土地取引をされる場合に、それらの区域について事業者等に確認いただく必要があり、誤解が生じないよう全国的に統一されている名称を使用しています。ご意見を踏まえ一部の文言を分かりやすい表現に変更します。</p>
47	<p>（2）都市機能誘導の基本的な考え方</p> <p>宇治市に愛着を持って住み続けたい、宇治市で働きたい、宇治市に訪れたいと思える人が多い、<u>持続可能なまち・宇治の実現に向けては、現在の比較的人口密度が高く、公共交通ネットワークが充足している状況を踏まえると、拠点へ今ある都市機能を集約するだけでなく、宇治の特徴を未来につなげるための都市機能の充実・強化が必要です。</u></p>	<p>（2）都市機能誘導の基本的な考え方</p> <p>宇治市に愛着を持って住み続けたい、宇治市で働きたい、宇治市に訪れたいと思える人を増やし、<u>持続可能なまち・宇治の実現を目指すためには、比較的人口密度が高く、鉄道を中心として公共交通ネットワークに恵まれた都市である状況を踏まえると、今ある都市機能を拠点に集約するだけでなく、宇治の特徴を未来につなげるための都市機能の充実・強化が必要です。</u></p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>「公共交通ネットワークが充足しており」という表現は、多くの市民の意見を聞いた上での現状認識とは思えない。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>市内には鉄道駅が14駅あり、人口の約9割が鉄道駅から1km、バス停留所から400mの範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境であることからそういった表現にしていますが、関連計画に合わせ丁寧な説明を追記します。頂いたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ります。</p>

ページ	初案（旧）	案（新）	備考																																																
54	<p>誘導施設の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="257 276 416 316">施設</th> <th data-bbox="423 276 808 316">施設の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 320 416 376">総合病院</td> <td data-bbox="423 320 808 376">・ 医療法第1条の5第1項に規定する病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 381 416 517">大規模小売店舗</td> <td data-bbox="423 381 808 517">・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち床面積1,000㎡以上の店舗※ただし、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 521 416 593">総合福祉会館・地域福祉センター</td> <td data-bbox="423 521 808 593">・ 市が設置する総合福祉会館・地域福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 598 416 654">地域子育て支援拠点</td> <td data-bbox="423 598 808 654">・ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 659 416 715">大学</td> <td data-bbox="423 659 808 715">・ 学校教育法に規定する大学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 719 416 775">小中一貫校</td> <td data-bbox="423 719 808 775">・ 市が設置する小中一貫校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 780 416 948">文化施設</td> <td data-bbox="423 780 808 948">・ 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・源氏物語ミュージアム・歴史資料館・お茶と宇治のまち歴史公園 ・ 建築基準法による用途が博物館又は展示場のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 952 416 1008">図書館</td> <td data-bbox="423 952 808 1008">・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち市が設置するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 1013 416 1069">地域交流施設</td> <td data-bbox="423 1013 808 1069">・ 市が設置する地域住民の交流促進のための施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 1074 416 1129">観光センター</td> <td data-bbox="423 1074 808 1129">・ 市が設置する観光センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 1134 416 1190">市役所</td> <td data-bbox="423 1134 808 1190">・ 本市の市役所本庁舎</td> </tr> </tbody> </table>	施設	施設の定義	総合病院	・ 医療法第1条の5第1項に規定する病院	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち床面積1,000㎡以上の店舗※ただし、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設	総合福祉会館・地域福祉センター	・ 市が設置する総合福祉会館・地域福祉センター	地域子育て支援拠点	・ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点	大学	・ 学校教育法に規定する大学	小中一貫校	・ 市が設置する小中一貫校	文化施設	・ 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・源氏物語ミュージアム・歴史資料館・お茶と宇治のまち歴史公園 ・ 建築基準法による用途が博物館又は展示場のもの	図書館	・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち市が設置するもの	地域交流施設	・ 市が設置する地域住民の交流促進のための施設	観光センター	・ 市が設置する観光センター	市役所	・ 本市の市役所本庁舎	<p>誘導施設の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 276 992 316">施設</th> <th data-bbox="999 276 1442 316">施設の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 320 992 376">総合病院</td> <td data-bbox="999 320 1442 376">・ 複数の診療科を有する大規模な病院 (※1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 381 992 437">大規模小売店舗</td> <td data-bbox="999 381 1442 437">・ 大規模小売店舗(床面積1,000㎡以上の店舗) (※2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 442 992 513">総合福祉会館・地域福祉センター</td> <td data-bbox="999 442 1442 513">・ 地域の高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 518 992 590">地域子育て支援拠点</td> <td data-bbox="999 518 1442 590">・ 地域の子育て親子が気軽に集い相互交流するための拠点施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 595 992 651">大学</td> <td data-bbox="999 595 1442 651">・ 大学 (※3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 655 992 727">小中一貫校</td> <td data-bbox="999 655 1442 727">・ 同一敷地内で併設し一貫した教育を行う小中学校 (※4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 732 992 804">文化施設</td> <td data-bbox="999 732 1442 804">・ 市民文化の向上又は発展に寄与する施設 (※5)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 809 992 865">図書館</td> <td data-bbox="999 809 1442 865">・ 一般公衆の利用に供する図書館 (※6)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 869 992 925">地域交流施設</td> <td data-bbox="999 869 1442 925">・ 地域住民の相互交流のための中核的な施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 930 992 986">観光センター</td> <td data-bbox="999 930 1442 986">・ 市民及び観光客の利便を図る観光案内施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 991 992 1046">市役所</td> <td data-bbox="999 991 1442 1046">・ 本市の市役所本庁舎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 医療法第1条5第1項に規定するもの (※2) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定するもので、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設 (※3) 学校教育法第1条に規定するもの (※4) 学校教育法第2条に基づくもの (※5) 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ、博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条に規定する博物館に相当する施設又は市が設置する博物館と同種の事業を行う施設、建築基準法による用途が展示場(自社事務所に設ける展示スペースや当該施設内に店の構えがあり販売が行われる場合は除く)のもの (※6) 図書館法第2条第1項に規定するもの</p>	施設	施設の定義	総合病院	・ 複数の診療科を有する大規模な病院 (※1)	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗(床面積1,000㎡以上の店舗) (※2)	総合福祉会館・地域福祉センター	・ 地域の高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設	地域子育て支援拠点	・ 地域の子育て親子が気軽に集い相互交流するための拠点施設	大学	・ 大学 (※3)	小中一貫校	・ 同一敷地内で併設し一貫した教育を行う小中学校 (※4)	文化施設	・ 市民文化の向上又は発展に寄与する施設 (※5)	図書館	・ 一般公衆の利用に供する図書館 (※6)	地域交流施設	・ 地域住民の相互交流のための中核的な施設	観光センター	・ 市民及び観光客の利便を図る観光案内施設	市役所	・ 本市の市役所本庁舎	<p>【ご意見の概要】 誘導施設で図書館、大学、小中一貫校など、すぐイメージできるものと、抽象的な表現が混じっており、分かりやすく整理してはどうか。 誘導施設の定義については、具体的な内容を分かりやすく示してほしい。</p> <p>【市の考え方】 誘導施設の定義について、市民の方に分かりやすくお伝えるため、表現について整理します。</p>
施設	施設の定義																																																		
総合病院	・ 医療法第1条の5第1項に規定する病院																																																		
大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち床面積1,000㎡以上の店舗※ただし、立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設																																																		
総合福祉会館・地域福祉センター	・ 市が設置する総合福祉会館・地域福祉センター																																																		
地域子育て支援拠点	・ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点																																																		
大学	・ 学校教育法に規定する大学																																																		
小中一貫校	・ 市が設置する小中一貫校																																																		
文化施設	・ 市が設置する文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・源氏物語ミュージアム・歴史資料館・お茶と宇治のまち歴史公園 ・ 建築基準法による用途が博物館又は展示場のもの																																																		
図書館	・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち市が設置するもの																																																		
地域交流施設	・ 市が設置する地域住民の交流促進のための施設																																																		
観光センター	・ 市が設置する観光センター																																																		
市役所	・ 本市の市役所本庁舎																																																		
施設	施設の定義																																																		
総合病院	・ 複数の診療科を有する大規模な病院 (※1)																																																		
大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗(床面積1,000㎡以上の店舗) (※2)																																																		
総合福祉会館・地域福祉センター	・ 地域の高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設																																																		
地域子育て支援拠点	・ 地域の子育て親子が気軽に集い相互交流するための拠点施設																																																		
大学	・ 大学 (※3)																																																		
小中一貫校	・ 同一敷地内で併設し一貫した教育を行う小中学校 (※4)																																																		
文化施設	・ 市民文化の向上又は発展に寄与する施設 (※5)																																																		
図書館	・ 一般公衆の利用に供する図書館 (※6)																																																		
地域交流施設	・ 地域住民の相互交流のための中核的な施設																																																		
観光センター	・ 市民及び観光客の利便を図る観光案内施設																																																		
市役所	・ 本市の市役所本庁舎																																																		

ページ	初案（旧）	案（新）	備考
93	<p>（近鉄小倉駅） ○まちの良さを活かした、新たな魅力をもった都市空間の創出 既存商店などが並ぶ近鉄小倉駅周辺では、個性的で特色ある生活と商いが融合した活気あるまちをめざすとともに、地域拠点としてふさわしい機能を集め、駅を中心とした暮らしやすいまちをめざすため、民間事業者の活力も活用し、土地の利用の高度化を図るなど、人を集める新たな魅力の創出を検討します。</p>	<p>（近鉄小倉駅） ○まちの良さを活かした、新たな魅力をもった都市空間の創出 既存商店などが並ぶ近鉄小倉駅周辺では、個性的で特色ある生活と商いが融合した活気あるまちをめざすとともに、地域拠点としてふさわしい機能を集め、駅を中心とした暮らしやすいまちをめざすため、民間事業者の活力も活用し、土地の利用の高度化を図るなど、人を集める新たな魅力の創出を検討します。<u>また、西小倉地域においては、児童の減少により小学校で単学級化が発生している状況にあり、3つの小学校（西小倉小学校・北小倉小学校・南小倉小学校）と西小倉中学校を統合した施設一体型の小中一貫校を整備し、さらに、地域の学びや交流を担ってきた小学校の跡地については、将来に渡って西小倉はもとより、宇治のまち全体が活性化するような跡地活用となるよう検討します。</u></p>	<p>【ご意見の概要】 近鉄小倉駅周辺エリアは、基本方針を最もバランスよく実施できるエリアであり、実施段階に移っているものについては、しっかり位置づけた方が良い。</p> <p>【市の考え方】 小倉駅前の周辺整備や小中一貫校の設置の計画については、本プランの誘導施策として分かりやすくお示しする必要がありますため、丁寧な説明となるよう追記します。</p>
96	<p>○子育て等の都市サービス施設の維持・誘導 まとまりのある市街地を実現するため、社会経済の動向を踏まえ、子育て、教育・文化施設等の適正な水準をめざします。</p>	<p>○子育て等の都市施設の維持・誘導 まとまりのある市街地を実現するため、社会経済の動向を踏まえ、子育て、教育・文化施設等の適正な水準をめざします。また、施設一体型の小中一貫校を整備し、義務教育9年間を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、学力の充実に向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育てていきます。</p>	

ページ	初案（旧）	案（新）	備考
104	<p>プラン全体</p> <p>居住誘導区域内の人口密度 目標の方向性</p> <p style="text-align: center;">➡</p>	<p>プラン全体</p> <p>居住誘導区域内の人口密度 目標値</p> <p style="text-align: center;">77.85 人/ha (2042 (R24))</p> <p>※2042 (R 24) 年社人研準拠による趨勢値(64.08 人/ha) (目標値は第2期宇治市人口ビジョン (R2) を基に算出)</p>	<p>【ご意見の概要】</p> <p>プランが抽象的で具体策や評価指標、目標値が分かりにくい。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>本プランは、概ね5年ごとに達成状況評価を実施しますが、目標を明確にするため、目標設定年次が5年以内の短期ではない等、一部のものについて、目標値を具体的に設定します。</p>
105	<p>まちづくり方針：拠点の役割に応じた充実・強化</p> <p>拠点ごとに立地している誘導施設の種類の</p> <p style="text-align: center;">目標の方向性</p> <p style="text-align: center;">➡</p>	<p>まちづくり方針：拠点の役割に応じた充実・強化</p> <p>拠点ごとに立地している誘導施設の種類の</p> <p style="text-align: center;">目標値</p> <p style="text-align: center;">5~9 種類</p> <p style="text-align: center;">(2042 (R24))</p>	
107	<p>まちづくり方針：安全・安心な環境づくり</p> <p>公共施設等の耐震化率 目標の方向性</p> <p>(市有建築物の耐震化率) ➡</p> <p>(水道基幹管路等の耐震化適合率) ➡</p>	<p>まちづくり方針：安全・安心な環境づくり</p> <p>公共施設等の耐震化率 目標値</p> <p>(市有建築物の耐震化率) 100%</p> <p>(水道基幹管路等の耐震化適合率) 31%</p> <p style="text-align: center;">(2030 (R12))</p>	

【その他の軽微な変更箇所】

- 内容に影響のない、以下の部分を変更
 - ・軽微な文言の修正、追記、文言の統一
 - ・図のデザイン変更、表の時点更新、文字の大きさ、図表注記の追加など
- 参考資料として、用語集を追加